

I 平成22年度事業の実施概要

1. 全体の概要

当財団は、平成元年7月に設立されて以来、これまで、人生80年代を迎えた本格的な高齢社会において、高齢者が健康で生きがいをもって社会参加できるよう「明るく活力ある長寿社会づくり」を目指して、関係機関・団体と密接な連携のもと、高齢者総合相談センター運営事業、介護実習・普及センター運営事業、介護支援専門員養成事業、介護サービス情報の公表センター運営事業等と併せて、明るい長寿社会づくり推進機構事業等を実施してきた。

平成20年12月1日、公益法人制度改革3法が施行されたことにより、当財団は、公益認定の申請の準備を進める中で、21年度・22年度と理事会、評議員会において協議を重ね、平成22年12月24日に申請を行った。

平成23年3月15日には、県公益認定等委員会から県知事に答申がなされ、同3月22日、県知事から公益財団法人として認定する「認定書」を受領した。また、同年4月1日、旧法人の解散登記及び新法人の設立登記を行った。

- 平成22年度は、このような法人の大きな変革の流れの中で、従来の事業を積み上げてさらに効率的に実施するとともに、新規事業として、秋田県の「スポーツ立県あきた」の宣言を受け、高齢者のスポーツへの参加機会を増やし、スポーツ活動の活性化を図ることから、従来の「いきいき長寿あきたねりんピックスポーツ交流大会」を中央1か所での開催から、県北、県南地区でも開催して、2,303名と多くの高齢者の参加を得、関係機関の協力のもとに大きな成果を上げたことが、特徴としてあげられる
- また、県から新たに受託した「認知症コールセンター」運営事業では、認知症の方や家族に対して、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要であることから、「認知症コールセンター」を設置し、認知症の人や家族が気軽に相談できる相談窓口体制の構築を図った。

年間の相談件数が296件を数え、高齢者総合相談センターでの認知症に関する相談の179件と合わせると479件となり、21年度高齢者総合相談センターに寄せられた認知症に関する相談件数40件と比べると10倍以上の相談件数となる。

いかに、認知症の方やその家族の方々が、認知症に関する様々な悩みに対して、対応する相談窓口を待ち望んでいたか、伺うことができる。今後とも認知症の相談窓口のPRや、関係機関との連携に努めていきたい。

また、21年度から実施の「高齢者権利擁護等推進事業」では、高齢者の権利を擁護するための定期相談会を、弁護士や社会福祉士による専門相談で対応した。

高齢者虐待権利擁護に関する定期相談会は年6回の開設であったが、認知症の親の財産管理の問題や、虐待を受けている相談、成年後見、消費者被害等に関する相談が18件寄せられた。今後も、権利擁護に関する相談は増えると思われ、相談体制の充実を図りたいと考えている。

また22年度は特に、県社会福祉士会と共催で、市町村職員や地域包括支援センター職員等を対象とした、「高齢者虐待対応現任者研修会」を開催し、高齢者虐待防止法にもとづく虐待対応機関、協力機関の現任者が、虐待対応にあたる上で必要な専門的視点、技術を習得し、実践力の向上を図ったことが特徴としてあげられる。

- 介護実習・普及センターでは、「高齢社会は県民全体で支える」という基本理念のもと、高齢になっても、障がいを持って、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを目指して、各種研修・講座及び相談事業を実施した。

具体的には、一般県民や介護等に従事する専門職種向けに、介護情報の提供や知識・技術の習得を目的とした、各種講座や研修会を実施し、支える仕組みの普及と啓発に努めるとともに、介護に従事する者の資質向上を図った。

講座等の開催は67回、受講者は延べ4,569人、福祉用具と住宅改修に係る相談は251件を数えた。それぞれの分野で、先駆的な取り組みをされている講師の講義の受講や演習に参加できるということで、研修受講者からは、非常に満足度が高い研修であったという結果が出ている。

また、雇用対策促進事業として県から助成を受けて、「福祉・介護分野人材キャリアアップ研修」を県内7カ所で開催し、訪問介護従事者、認知症高齢者の相談対応従事者等のスキルアップに大きな成果を上げた。

さらには、県の「福祉用具展示環境整備事業」を受託し、福祉用具の展示場の環境整備と相談対応、情報提供をよりきめ細かく行った。

- 介護保険制度のキーパーソンとなる介護支援専門員（ケアマネジャー）に係る事業として、県の指定を受けて実務研修受講試験を実施するほか、実務研修・現任研修等を実施し、介護支援専門員の資質の向上を図った。

平成18年度から導入された介護支援専門員の登録更新制、再研修、更新研修、主任介護支援専門員研修等について、引き続き実施した。

22年度の介護支援専門員実務研修受講試験並びに合格者に対する実務研修を実施し、304名の介護支援専門員が新たに誕生し、平成10年からの実施以来、本県の実務研修修了者総数は、この13年間で5,213名となった。

また現任研修についても、経験年数別に実務従事者基礎研修、専門研修課程Ⅰ・Ⅱ、主任介護支援専門員研修、更新のための更新研修、再研修等を実施し年間延べ受講者総数は、962名を数えた。

- 介護サービス情報公表制度は、介護保険制度の理念を支援する仕組みとして「利用者本位」、「利用者による選択」、「自立支援」を具現化するため、平成18年度から、施行され、県から本財団が「介護サービス情報公表センター」に指定された。

公表対象サービスは、18年度から順次追加され、21年度には、公表の対象となる50サービスについて全て施行されることになった。22年度には、地域密着型サービスの外部評価機関と公表制度の調査機関が同一の場合は、原則として両制度の調査を同一日に実施することになった。類型で1,596箇所、計3,075箇所の介護サービス事業所の情報を公表し、県民に適切な情報を提供するとともに、その運営の充実を図った。

今後は、いかに利用者やその家族に、公表された情報を見ていただき、具体的にサービスの選択に活用していただくかという課題があり、全国的にその対応策を検討しているところである。

なお公表制度は、施行後よりさまざまな指摘を受け、平成24年度の介護保険法全体の見直しの中で、本制度の見直しについても検討されている。ポイントは、手数料によらずに運営できる制度への変更ということである。各都道府県並びに公表センターには、運用面において地域の実情に応じた適切な判断、対応が求められているが、法改正前に情報が氾濫していることも踏まえ、新制度の施行にあたっては、円滑に実施できるよう、関係機関と連携しながら、進めていく必要がある。

- 「地域密着型サービスの外部評価」については、22年度から外部評価機関が介護サービス情報の公表の調査を行う調査機関と一体的な取り組みを行うことになり、本財団は、情報の公表の調査機関の選定は受けておらず、調査を実施できないため、平成21年12月に更新時期となっていた外部評価機関の指定を更新しないこととした。

一方、外部評価調査員養成研修の実施機関は、外部評価機関以外を指定することになっており、平成22年8月に当財団が県から外部評価調査員養成研修実施機関として指定され、外部評価調査員の養成研修を、実施体制・予算面とも不十分ながらも実施した。

受講者は14名であったが、実習協力事業所6カ所、インストラクター6人、講師等のご協力のもと、14名全員修了し、外部評価事業の評価調査員のマンパワー不足の課題を回避した。

- 当財団は、平成22年度の実績を踏まえ、23年度は新公益法人へ移行後の初年度として新たなスタートとなる。財団の従来の基本事業を効果的に実施するとともに、新たな課題に対応する新規事業にも果敢にチャレンジし、公益事業の一層の充実に努めるほか、適切で効率的な運営を行い、運営基盤の構築を図ることとしたい。

Ⅱ 平成22年度法人の運営

1. 理事会の開催

(1) 期 日 平成22年5月18日(火) 15時開会

出席者 理事 11名(うち委任状2名)、 監事 1名

会 場 県社会福祉会館 第4会議室

内 容

議 案 平成21年度事業実施報告について

平成21年度一般会計収入支出決算について

平成21年度介護サービス情報の公表事業特別会計収入支出決算について

平成21年度退職手当積立金特別会計収入支出決算について

公益法人への移行に伴う最初の評議員候補者の選任について

(2) 期 日 平成22年11月18日(木) 15時開会

出席者 理事 11名(うち委任状3名)

会 場 県社会福祉会館 第4会議室

内 容

議 案 平成22年度事業計画の追加変更(案)並びに平成22年度補正予算(案)について

評議員の辞任に伴う補欠評議員の選任について

公益財団法人への移行における最初の評議員候補者の選任について

最初の評議員選定委員会委員の選任について

公益財団法人への移行認定の申請について

(3) 期 日 平成23年2月9日(水) 15時30分開会

出席者 理事 11名(うち委任状2名)、 監事 1名

会 場 県社会福祉会館 第4会議室

内 容

議 案 平成22年度事業計画の追加変更(案)並びに平成22年度補正予算(案)について

報 告 公益財団法人への移行認定の申請について

最初の評議員選定委員会について

事務局職員給与規程の一部改正について

(4) 期 日 平成23年3月28日(月) 15時開会
出席者 理事 11名(うち委任状4名)、 監事 1名

会 場 県社会福祉会館 第4会議室

内 容

議 案 平成23年度事業計画(案)並びに収入支出予算(案)について
諸規程の制定について

事務局長の任免について

その他 (公益財団法人への移行後のスケジュールについて)

2. 評議員会の開催

(1) 期 日 平成22年5月18日(火) 13時開会

出席者 評議員12名(うち委任状8名)

会 場 県社会福祉会館 第4会議室

内 容

議 案 平成21年度事業実施報告について

平成21年度一般会計収入支出決算について

平成21年度介護サービス情報の公表事業特別会計収入支出決算について

平成21年度退職手当積立金特別会計収入支出決算について

理事の辞任に伴う補欠理事の選任について

(2) 期 日 平成22年11月18日(木) 13時開会

出席者 評議員 12名(うち委任状6名)

会 場 県社会福祉会館 第4会議室

内 容

議 案 平成22年度事業計画の追加変更(案)並びに平成22年度補正予算(案)に
ついて

監事の辞任に伴う補欠監事の選任について

公益財団法人への移行認定の申請について

(3) 期 日 平成23年2月9日(水) 13時30分開会
出席者 評議員 12名(うち委任状5名)
会 場 県社会福祉会館 第4会議室
内 容
議 案 平成22年度事業計画の追加変更(案)並びに平成22年度補正予算(案)について
報 告 公益財団法人への移行認定の申請について
最初の評議員選定委員会について
事務局職員給与規程の一部改正について

(4) 期 日 平成23年3月28日(月) 13時開会
出席者 評議員 12名(うち委任状5名)
会 場 県社会福祉会館 第4会議室
内 容
議 案 平成23年度事業計画(案)並びに収入支出予算(案)について
諸規程の制定について
その他 (公益財団法人への移行後のスケジュールについて)

3. 監事会の開催

期 日 平成22年4月26日(月) 13時30分開会
会 場 中央シルバーエリア 研修室
内 容 平成21年度事業実施報告について
平成21年度収支決算について
出席者 監事2名

4. 最初の評議員選定委員会の開催

期 日 平成22年11月24日(水) 15時開会
会 場 中央シルバーエリア 会議室
内 容
議 案 公益財団法人への移行における最初の評議員の選任について
出席者 最初の評議員選定委員会委員 5名

5. 公益財団法人への移行認定までの経過

平成23年 3月31日

時 期	主な手続き	内 容	備 考
平成20年 12月1日	新公益法人3法施行	○一般法・認定法・整備法、政省令、法律、施行規則等施行	○同時に公益認定申請受付開始
平成21年 1月27日	理事会、評議員会開催	○新公益法人改革への対応について説明	○制度について説明 ○新公益法人への移行について理解を得る
平成22年 2月4日	理事会、評議員会開催	○最初の評議員の選任方法について ○公益財団法人への移行認定申請の流れについて説明	○最初の評議員の選任について、評議員選定委員会を設置し、選定委員会の決議により選任することを承認 ○最初の評議員選定委員会設置規則を承認
同年 2月15日	県知事へ最初の評議員の選任に関する理事の定める認可を申請	○最初の評議員の選任方法 ○最初の評議員選定委員会設置規則 ○理事会の議事録	
同年 2月18日	県知事から最初の評議員の選任方法について認可		
同年 3月29日	理事会、評議員会開催	○最初の評議員選定委員会委員の選任について ○最初の評議員選定委員会設置規則の一部改正	○最初の評議員選定委員会委員を選任（5名）
同年 5月18日	理事会、評議員会開催	○公益財団法人への移行に伴う最初の評議員候補者の選任について	○最初の評議員候補者を選任（12名）
同年11月18日	理事会、評議員会開催	○公益財団法人への移行に伴う最初の評議員候補者の選任について ○最初の評議員選定委員会委員の選任について ○公益財団法人への移行認定の申請について	○最初の評議員候補者を異動に伴い再度選任（12名） ○最初の評議員選定委員会委員を異動に伴い再度選任（5名） ○財務に関する書類、定款変更の案、役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程、賛助会員規程、定款の附則へ最初の代表理事並びに、最初の理事、及び監事、最初の評議員として氏名を記載することを承認

時 期	主な手続き	内 容	備 考
平成22年 11月24日	最初の評議員選定委員会開催	○公益財団法人への移行における 最初の評議員の選任について	○候補者12名の全員を 最初の評議員として選任
同年12月24日	秋田県知事へ移行認定 申請書を提出	○移行認定申請書 ○法人の事業について ○定款の変更案 ○平成22年11月18日開催 の理事会、評議員会議事録 ○役員等就任予定者の名簿 ○役員及び評議員の報酬及び費 用に関する規程 等を提出	
平成23年 3月15日	秋田県公益認定等委員 会から秋田県知事に 認定の基準に適合する と認めることを答申		
同年 3月22日	秋田県知事から公益 財団法人として認定		
同年 3月28日	理事会、評議員会を 開催	○23年度事業計計画・予算に ついて ○諸規程の制定について ○事務局長の任免について ○公益財団法人移行後のスケジ ュールについて	○評議員会運営規程 ○理事会運営規程 ○公印取扱規程 ○組織規程 を承認
同年 4月 1日	公益認定による名称 変更、登記 (認定後2週間以内) (申請日が登記日)	○登記日の前日が特例民法法人 解散日 ○登記日が公益財団法人設立日 (申請日が登記日)	○移行登記日をもって、 代表理事・理事・監事・ 評議員が就任